

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待についての理解を深めていくために11月1日から30日の1カ月間は「児童虐待防止推進月間」と定められています。

子どもへの虐待は子どもの人権を侵害するだけでなく、時には生命をも奪ったり、子どもの心身に傷を残してしまう場合が少なくありません。

「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童相談所、福祉事務所に通告する義務があります。

虐待の解決にあたっては、早期発見・早期対応が極めて重要です。

虐待による児童の死亡例が依然として発生し続けています。

この機会に、地域の子育て力や、児童虐待の防止等について、もう一度考えてみませんか。

市の福祉事務所では7月から家庭児童相談室の体制を強化し、子どものしつけ・養育・家族関係・ひとり親家庭の抱える悩み等の相談や、児童虐待の相談や通告、DV被害相談にも応じています。秘密厳守、相談は無料です。

どうぞ、お気軽にご利用ください。



いなべ市家庭児童相談室 場所：大安庁舎内

☎：78-3535

問い合わせ先……大安庁舎 人権啓発課 ☎78-3508 FAX78-1114
 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114

「いなべ市子育て支援マップ」のアイデア募集!

こども家庭課では、「いなべ市子育て支援マップ」を作成中です。

マップの配布は、おおむね、出生から1歳までのお子さんの世帯が対象の予定です。

子育てに関する情報や、こんな載ってたら便利!…等、アイデアを募集しています。

様式は問いませんので郵送またはFAX、メールでアイデアをお寄せください。



または



〒511-0292

大安町大井田2705 大安庁舎 こども家庭課



メール

市のホームページ「提案と質問」から入力してください

問い合わせ先……大安庁舎 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114